

野洲市職員の懲戒処分等の公表基準

第1 目的

この基準は、市民に信頼される公正で透明な市政の確立とともに、公務員倫理の保持の徹底及び職員の不祥事の再発防止等を図るため、任命権者が行った懲戒処分等に関する公表基準を定める。

第2 公表する懲戒処分等

- (1) 公務の場合 免職、停職、減給の処分のあったもの
- (2) 公務外の場合 免職、停職の処分のあったもの
- (3) 上記以外の処分で社会的影響等を勘案し、公表する必要がある場合

第3 公表の内容

- (1) 原則として公表する内容は、次のとおりとする。
 - ア 事案の概要
 - イ 当該職員の属する所属名
 - ウ 当該職員の職名
 - エ 当該職員の年齢
 - オ 当該職員の性別
 - カ 処分内容
 - キ 処分年月日
 - ク 根拠法規
- (2) (1)の規定にかかわらず、懲戒免職となった場合又は懲戒免職以外の処分で社会的影響が大きいと認められる場合には、被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合を除き、当該職員の氏名も公表するものとする。

第4 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 公表は市ホームページへの掲載及び報道機関への発表又は資料提供により行うこととする。

第5 監督責任に係る懲戒処分等の公表

懲戒処分の監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、上記第2又は第4に準じて行う。

第6 公表の例外

公表の例外として、捜査上の支障があると捜査機関が判断する場合又は被害者の人権やプライバシーに配慮する場合等公表することが適切でないと認められる場合は、処分の公表をしないものとする。

第7 基準の適用

この基準は、平成20年12月10日以降の懲戒処分等について適用する。